

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月にA所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社が運営するC店において、寿司職人として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、勤務中に「脳出血」を発症し、翌〇月〇日に死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇円として、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした（以下「初回処分」という。）。

請求人は、初回処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、初回処分を取り消す旨の決定をした。

監督署長は、審査官の決定を受け、同年〇月〇日、給付基礎日額を〇円と算定して、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の変更決定処分（以下「変更処分」という。）をした。

請求人は、変更処分の給付基礎日額を不服として、審査請求を経て当審査会に対して再審査請求をしたところ、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けで変更処分を取り消す旨の裁決（平成26年労第569号事件）（以下「前回裁決」という。）

をした。

監督署長は、当審査会の前回裁決を受け、同月○日、給付基礎日額を○円と算定して、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の変更決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

請求人は、本件処分の給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けで、これを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算定した○円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）本件は、当審査会の前回裁決に基づく監督署長の本件処分に対する再審査請求であるところ、再審査請求代理人は、その請求理由について、「決定された給付基礎日額、とりわけその元となった支給内訳についての判断などに誤りがある。」とするものの、その判断が誤りとする主張は明らかでない。

（2）そこで、請求人及び再審査請求代理人の主張、関係資料について、改めて子細に検討したが、前回裁決の判断を左右するものは見いだすことはできなかった。したがって、決定書理由に説示のとおり、監督署長が給付基礎日額を○円と算定して行った本件処分は、当審査会としても、前回裁決に則した処分と認められると判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした給付基礎日額を○円とする遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の本件処分は妥当であって、これら

を取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。